

新宮市条例第 23 号

新宮市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

新宮市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年新宮市条例第40号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（旅費） 第6条（略） 2 前項の旅費額は、新宮市職員の旅費に関する条例（ <u>令和8年新宮市条例第1号</u> ）の定めるところによる。	（旅費） 第6条（略） 2 前項の旅費額は、新宮市職員の旅費に関する条例（ <u>平成17年新宮市条例第44号</u> ）の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。